

軽自動車税減免について

身体に障害のある方が運転する軽自動車等、または身体障害者等の通院・通学等のために、その方と生計を同一にする方が運転する軽自動車等について、一定の要件を満たせば減免を受けることができます。

ただし、減免できるのは普通自動車等をあわせて障がい者1人につき1台に限ります。

(手続きに必要なもの)

- ・減免申請書(税務課窓口またはHPのPDF) ・納税通知書(未払いのもの) ・印鑑
- ・運転者の運転免許証(マイナ免許証をお持ちの方は、免許証情報を紙で持参)
- ・身体障害者手帳等(精神の場合、自立支援医療受給者証も必要) ・車検証(原付は標識交付証明書)
- ・申請者の顔写真付き身分証(本人確認の取れない場合、受付できません)

※対象車両が法人の場合 ……車両構造の確認できる写真(ナンバーも写す)、運行日誌(過去3か月分)の添付

※申請者がリース会社の場合 ……自動車リース契約書(リース料に自動車税が含まれていないもの)の添付

(減免申請期限)

毎年納期限(5月31日)まで(納期限が土日・祝日にあたる場合は次の平日)

①身体障害手帳による区分

障害の区分		障害の級別(該当する障害の程度)					
		1級	2級	3級	4級	5級	6級
視覚障害		○	○	○	○	×	×
聴覚障害			○	○	×		×
平衡機能障害				○		×	
音声機能障害				○	×		
上肢不自由		○	○	×	×	×	×
下肢不自由		○	○	○	○	○	○
体幹不自由		○	○	○		○	
乳児期以前の非進行性の 脳病変による運動機能障害	上肢機能	○	○	×	×	×	×
	移動機能	○	○	○	○	○	○
心臓機能障害		○		○	×		
じん臓機能障害		○		○	×		
呼吸機能障害		○		○	×		
ぼうこう又は直腸機能障害		○		○	×		
小腸の機能障害		○		○	×		
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害		○	○	○	×		
肝臓機能障害		○	○	○	×		

※障害の区分が複数にわたる場合は、障害ごとの等級で判断します。

②療育手帳による区分 ※R8年度より本人運転可

障害の区分	障害の程度(総合判定)			
	A1	A2	B1	B2
知的障害	○	○	×	×

③精神障害者保健福祉手帳による区分※自立支援医療(精神通院)受給者(R8年度より本人運転可)

障害の区分	障害の級別		
	1級	2級	3級
精神障害	○	×	×

【お問い合わせ】 総務部税務課 町県民税係 945-4729

R6.9.5 改正